

○南伊豆地域清掃施設組合管理者及び会計管理者の職務を代理する職員を定める規則

南伊豆地域清掃施設組合規則第4号

令和5年4月1日

(管理者の職務代理者)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第292条において準用する法第152条第2項の規定による管理者の職務を代理する職員は、事務局長の職にある者とする。

2 法第292条において準用する法第152条第3項の規定による管理者の職務を代理する上席の職員は、事務局長の職務代理者とする。

(会計管理者の職務代理者)

第2条 法第292条において準用する法第170条第3項の規定による会計管理者の職務を代理する職員は、事務局長の職にある者とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。